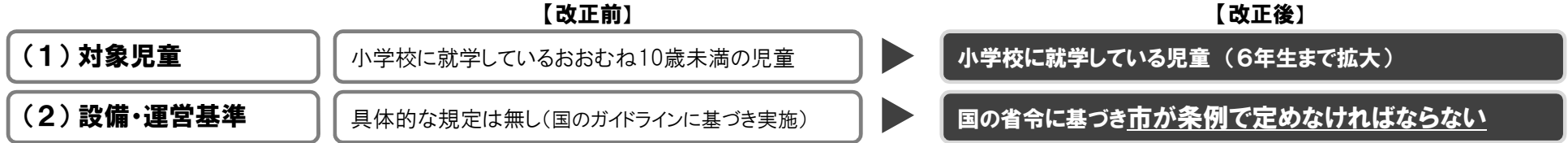


新制度施行に伴う放課後児童健全育成事業（学童保育）について

1. 児童福祉法改正による事業の主な変更点



2. 市が条例で定める主な設備・運営基準内容

項目	現行 国ガイドライン	現行 市ガイドライン	新制度の本市基準（案） （国基準と同じ）
(1) 従事する者	「児童の遊びを指導する者※」の資格を有する者が望ましい	同左	「児童の遊びを指導する者※」であり、都道府県の研修を修了した者 【従う】
(2) 従事する者の員数	※具体的な員数の明示無し	常時複数配置とし、児童数20人～35人までは2人以上、36人以上を超える場合は相当数を増員	2人以上配置し、うち1人以上は有資格者 【従う】
(3) 児童の集団の規模	おおむね40人程度までが望ましい（最大70人までとすること）	おおむね20人以上40人程度が望ましい	おおむね40人以下とする 【参酌】
(4) 施設・設備	児童1人につきおおむね1.65㎡以上を確保することが望ましい	同左	児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする 【参酌】
(5) 開所日数・開所時間	【開所時間】 地域実情や保護者就労状況を考慮し設定。土曜日、長期休業、学校休業日等は8時間以上開所すること 【開所日数】 具体的な日数の明示無し(国・県補助要綱は250日以上の開所が条件とされている)	【開所時間】 原則下校時から午後5時までとするが、地域実情や保護者就労状況を考慮し設定すること 【開所日数】 年間開設日数250日以上開所すること（土曜日、長期休業、学校休業日等の開設に努める）	【開所時間】 下記を原則とし地域実情や保護者就労状況を考慮し事業所ごとに定める ・平日につき1日3時間以上 ・休日につき1日8時間以上 【開所日数】 年間250日以上を原則 【参酌】
(6) 市独自項目			暴力団排除規定を追加 【独自】

※「児童の遊びを指導する者（児童厚生員）」： 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者
 (例) 保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、高卒者以上で2年以上児童福祉事業に従事した者 等

3. 実施時期 平成27年4月（予定）